明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国会法の一部を改正する法律（一一一）　二
○東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（一一二）　三
〔政　令〕
○平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（三一二）　五
〔省　令〕
○発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**五三）　五
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**総務**四四四）　五
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**四五八）　五
○除籍の一部が滅失した件（**同**四五九、四六〇）　五
○日本国に帰化を許可する件（**同**四六一）　六
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令の規定に基づき講習会を登録した件（**厚生労働**四〇一）　六
○保安林の指定をする件（**農林水産**一九五〇～一九五五）　六
○電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をした件（**経済産業**二〇七）　六
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**一〇一二）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一〇一三）　八
○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**一四三）　八
〔国会事項〕
内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　東日本大震災復興対策本部事務局　文部科学省　九
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
最低賃金の改正決定に関する公示（島根労働局最低賃金公示一、沖縄同一）　一〇
国家試験
第七回紛争解決手続代理業務試験の実施について（厚生労働省）　一〇
ＣＢＴによる平成二十三年度ＩＴパスポート試験（経済産業省）　一二
平成二十三年度弁理士試験の試験会場（工業所有権審議会）　一二
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定、国営土地改良事業の工事完了、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　一四
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、復権、特別清算、再生関係　二
特殊法人等
企業年金基金設立関係　三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇国会法の一部を改正する法律（法律第一一一号）

（国会）

1　両議院の議院運営委員会の合同協議会の設置等

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員等の推薦及び同調査委員会の要請を受けて国政に関する調査を行う等のため、国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置くこととした。（附則第六項関係）

2　両院合同協議会が行う国政調査

両院合同協議会は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができることとした。（附則第七項関係）

3　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の設置

国会に、別に法律で定めるところにより、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置くこととした。（附則第一〇項関係）

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一〇日を経過した日（その日において国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合にあっては、その日後初めて召集される国会の召集の日から起算して一〇日を経過した日）から施行することとした。

◇東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（法律第一一二号）（国会）

1　設置

国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置くこととした。（第一条関係）